

— 卸売市場の今後のあり方検討会 報告書 —

(平成 31 年 2 月 14 日取り纏め)

資料 1

1 はじめに

金沢市中央卸売市場は、開場以来、北陸の拠点市場として、安全安心な生鮮食料品の安定供給を通して、市民生活や本市の豊かな食文化を支える重要な役割を果たしている。また、金沢市公設花き地方卸売市場は、新鮮で良質な花きの安定供給を通して、豊かな市民生活に大きく寄与している。

近年、中央卸売市場においては、少子高齢化による食料消費量の減少をはじめ、卸売市場を経由しない輸入品・加工食品の増加や産直取引・直売所・ネット通販等による食品流通構造の変化等から取扱高は減少傾向にあり、また、花き卸売市場においては、生産者の高齢化・後継者不足に伴う生産量の減少等による集荷力の低下や、ライフスタイルの多様化や住環境の変化等から、取扱高は同じく減少傾向にあるなど、卸売市場を取り巻く環境は厳しさを増している。

加えて、本市中央卸売市場においては施設の老朽化や市場機能の高度化への対応、本市公設花き地方卸売市場においては市内の 2 つの花き市場の存在などの課題がある。

こうした中、昨年（2018 年）6 月に卸売市場法が改正され、民間事業者が中央卸売市場の開設者となることや、市場ごとに独自の取引ルールを定めることができるなど、卸売市場制度の根幹部分において大幅に規制が緩和され、明年（2020 年）6 月に施行されることとなった。

こうした状況を踏まえ、本市両市場を今後どうしていくことが望ましいのか、まちづくりの視点を取り入れて検討を行った。

2 卸売市場の概要及び取扱高の推移

（1） 卸売市場の概要

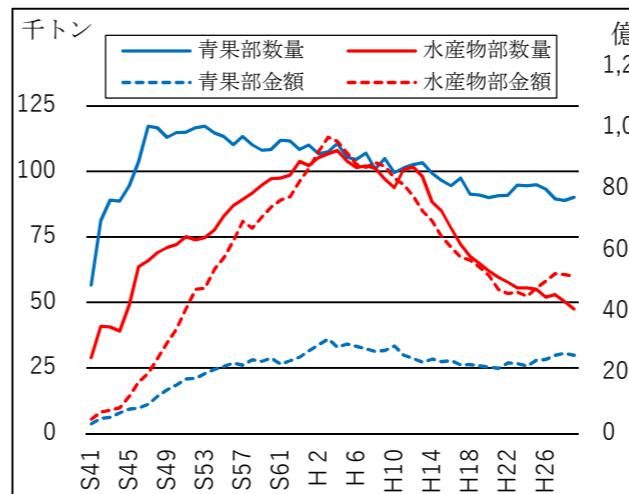
区分	所在地	開設	面積	取扱い
中央卸売市場	西念 4 丁目	1966 年	86,116 m ²	青果部、水産物部
公設花き地方卸売市場	二口町	1987 年	9,195 m ²	花き

【位置図】

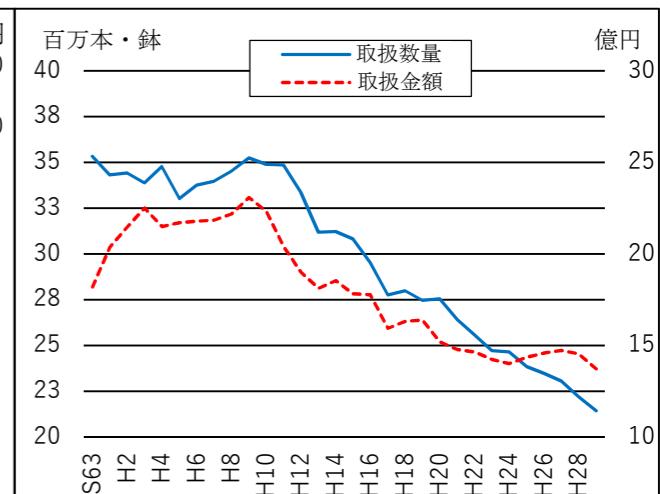


（2） 取扱高の推移

① 中央卸売市場



② 公設花き地方卸売市場



3 卸売市場法の主な改正内容

- ・民間事業者が中央卸売市場の開設者となることが可能
- ・第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則（※）については、市場ごとに独自の取引ルールとして定めることができる
- ・差別的取扱いの禁止、取引結果の公表、受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）などは、卸売市場の共通ルールとして引き継ぎ法で規制
- ・卸売市場としての機能を果たしたうえで、賑わい創出機能を持たせることができる

※第三者販売の禁止……卸売業者が、仲卸業者又は売買参加者以外の者に対して販売することを禁止

直荷引きの禁止……仲卸業者が、卸売業者以外から商品を買い受けることを禁止

商物一致の原則……卸売業者は、予め指定された場所を除き市場内にある商品以外の販売を禁止

4 今後のあり方

（1） 開設主体

開設主体のあり方を検討すべき視点として、中央卸売市場については、卸売市場法の改正内容、事業としての持続可能性（人口減少等による取扱高減少、自治体の財政負担等）や金沢の豊かな食文化の継承・発展をあげ、公設花き地方卸売市場については、卸売市場法改正による部類制の撤廃や市内に民設市場が存在している点をあげた。

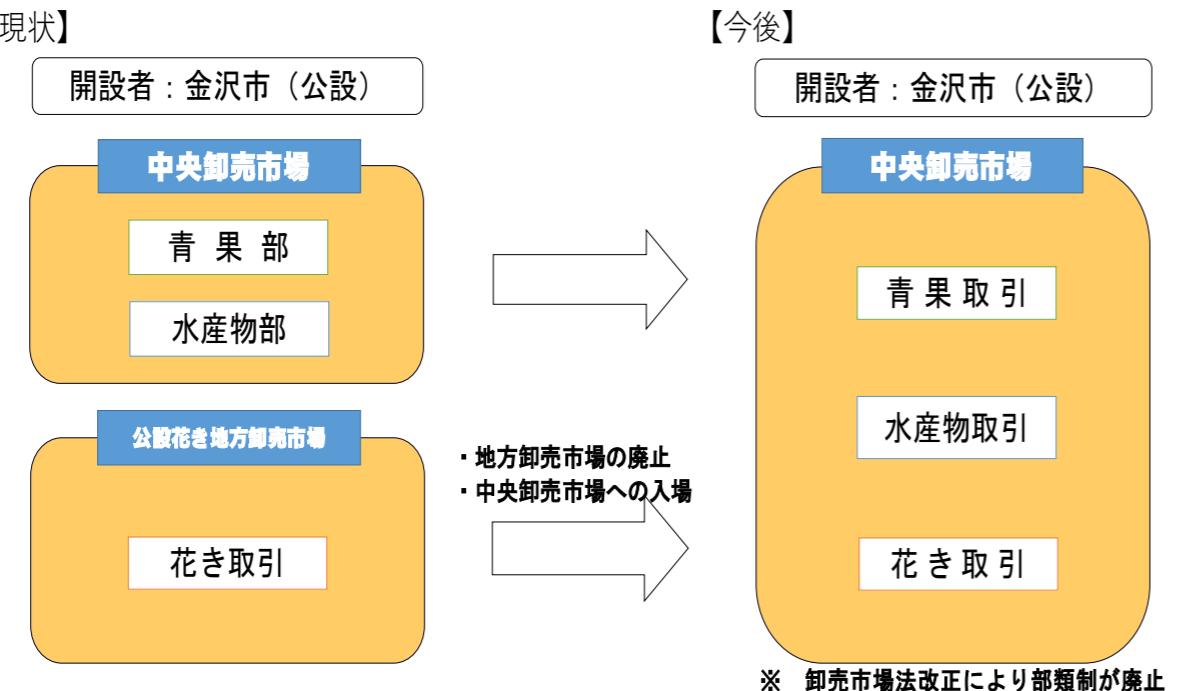
検討の結果、中央卸売市場は、今後も公正かつ安定的な業務運営のもと、安全安心な生鮮食料品を市民や県民に安定供給する公共インフラとして高い公共性を確保するとともに、本市が誇る豊かな食文化の継承・発展に大きく寄与していくことが必要であることから、引き継ぎ、公設とした。

また、公設花き地方卸売市場は、花き市場全体の規模が縮小する中、単独での運営が厳しくなると予想されるため、中央卸売市場の再整備に併せ、地方卸売市場を廃止し、中央卸売市場へ入場することにより、中央卸売市場との一体化による効率的・効果的な市場運営が可能となることから、引き続き、公設とすることとした。

なお、事業執行にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・整備及び運営におけるPFI導入の可能性を調査すること
- ・卸売市場法改正を踏まえた取引ルールの変更や人口減少などを見据え、整備費の抑制や使用料の見直し等により健全経営に努めること

(イメージ)



(2) 再整備に向けた立地場所

再整備における立地場所のあり方については、中央卸売市場では現在地での建替えと移転について、公設花き地方卸売市場では現在地での建替えと中央卸売市場の再整備地への移転について、それぞれメリット・デメリットを比較し、検討した。

中央卸売市場の立地場所については、金沢駅から近く、金沢中央市場通り商店会があることなど、新たな賑わいの創出が可能であること、集出荷及び買出入の利便性などの交通アクセスに優れていること、周辺に市場関係者の冷蔵・加工・配送等の施設が集積していることや、移転の場合は早期に整備を進めることができる市所有の適地がないことなどから、現在地での建替えの意見が多かった。このため、現在地での建替えを基本とする。

なお、事業執行にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・営業しながらの建替えのため、整備期間が長期化すること
- ・現在の花き地方卸売市場の場所は、中央卸売市場の再整備期間中、仮設卸売場等で利用することとするが、再整備後の跡地利用については、さらに検討が必要であること

(3) 今後について

今回の決定方針を踏まえ、早急に卸売市場エリアの再整備に必要な施設、機能、規模や利活用策について検討されたい。

【参考】

○検討会開催実績

区分	開催日	内 容
第1回	平成30年7月10日	・卸売市場の役割・機能と課題について ・金沢市中央卸売市場の現状と課題について ・卸売市場法等の改正概要について（中央卸売市場） ・金沢市中央卸売市場視察
第2回	平成30年8月28日	・公設花き地方卸売市場の現状と課題について ・卸売市場法等の改正概要について（地方卸売市場） ・金沢市公設花き地方卸売市場視察
第3回	平成30年12月5日	・開設主体のあり方について ・再整備に向けた立地場所のあり方について
第4回	平成31年1月17日	・市場におけるPFI事業について ・開設主体のあり方について ・再整備に向けた立地場所のあり方について
第5回	平成31年2月14日	・卸売市場の今後のあり方検討会報告書（案）について

○委員名

区分	氏 名	所 属 等
有識者	岸 本 秀 一	金沢星稜大学教授
	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
	水 野 一 郎	金沢工業大学教授 ※座長
消費者	西 野 茂	金沢市町会連合会会長
	能木場 由紀子	金沢市校下婦人会連絡協議会会長
経済界	新 家 久 司	金沢駅西開発協議会駅西都心軸活性化委員会委員長
行政	細 田 大 造	金沢市副市長

(順不動)